

「細則 2-11 圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準」の解説

圧縮水素充填設備は、水素自動車等に水素を充填するための設備です。平成 17 年国通知により、圧縮水素充填設備を設ける給油取扱所に係る運用が示されました。

当該通知を受け、圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所は、保安管理等の基準である細則 2-11 を定める必要があります。

関係通知：【平成 17. 3. 24 消防危 62】

細則 2-11 圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準

定める必要がある施設	水素自動車に水素を充填するための設備（以下「圧縮水素充填設備」という。）を設置する給油取扱所
------------	--

第 1 総則

当所の圧縮水素充填設備の保安管理等は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「圧縮水素充填設備の保安管理等の基準」に基づき行うものとする。

第 2 圧縮水素充填設備の保安管理等の基準

- 1 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員は、予防規程の立案、改正に参画するものとする。
- 2 所長は、高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員が旅行、疾病その他の事故等により不在となる場合に備え、職務代行者をあらかじめ指定し、保安業務に間隙を生じない体制を確保するものとする。
- 3 高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安員及び職務代行者は、高圧ガスの保安に係る職務を行うものとする。
- 4 所長は、高圧ガス製造保安統括者を、危険物保安監督者とは別に定めるものとする。
- 5 災害発生時、危険物保安監督者と高圧ガス製造保安統括者は相互に連携し災害対応等にあたるものとする。
- 6 所長は、高圧ガス製造保安統括者不在時の緊急時の対応について、危険物保安監督者を教育するものとし、高圧ガス製造保安統括者不在時は、教育を受けた危険物保安監督者が代行するものとする。
- 7 圧縮水素に係る火災又は漏えい等が発生した場合は、隊長の指揮のもと、直ちに初期消火、顧客等の避難・誘導、消防機関への通報、漏えい防止等の応急措置を講じるものとする。
- 8 所長は、圧縮水素に係る火災又は漏えい等に備え、防災資機材等の整備に努めるものとする。
- 9 圧縮水素充填設備側での火災発生時、消火水等が固定給油設備側へ流入することを防止するため土のうを備蓄し、緊急時に自衛消防組織が境界の排水溝に沿って土のうを積み上げるものとする。

10 その他

- (1) 圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、固定給油設備の 1 回の連続したガソリン等の給油量の上限を 100L 以下に設定するものとする。
- (2) 危険物から水素を製造する装置（以下「改質装置」という。）の暖機運転を遠隔監視

改質装置を設置し、暖機運転を遠隔監視する場合は、(2)の内容を予防規程に定めてください。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。

圧縮水素スタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する場合は、予防規程に定めてください。

危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ニ（* 1 参照）の規定により、固定給油設備は、「1 回の連続したガソリン等の給油量が一定の数量を超えた場合に給油を自動的に停止する」ことができる必要があります。

1 回の連続したガソリン等の給油量の上限は、100L を標準とし、施設の実態を勘案して設定してください。

なお、ガソリン等とは、ガソリン、第四類の危険物のうちメタノール若しくはこれを含有するもの及び第四類の危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するものを指します。

* 1 危規則第 27 条の 5 第 7 項第 1 号ニ（e-Gov 法令検索）

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334M50000002055_20220101_503M60000008071#Mp-At_27_5

する場合は、次の内容を遵守するものとする。

ア 所長は、改質装置の遠隔監視の実施基準（改質装置における火災等発生時の緊急連絡等の初動対応を含む。）を整備するとともに、実施基準に基づき遠隔監視が適正に行われる体制を確保するものとする。

イ 改質装置の遠隔監視を行う場所は、〇〇株（千代田区大手町〇-〇-〇）とする。

ウ 所長は、勤務員に対し、改質装置における火災等発生時の初動対応等について必要な訓練を実施するものとする。

改質装置の遠隔監視をする場所を記載してください。